

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1 計画作成機関（任命権者）

深浦町長

2 評価年度 令和6年度（令和5年6月1日時点）

3 目標に対する達成度

①採用に関する目標

目 標	目標値	実績値
毎年6月1日時点の実雇用率において、同日時点の法定雇用率を達成	法定雇用率 2.6%	実雇用率 2.18%

②定着に関する目標

目 標	実 績
不本意な離職を極力生じさせない	評価時点において、不本意な離職は生じていない

4 取組内容の実施状況

(1)障害のある職員の活躍を推進する体制整備

①組織面

- イ) 障害者雇用推進者として、総務課長を選任
- ロ) 障害者職業生活相談員として、総務課人事担当職員を選任
- ハ) 障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、人事担当者、関係部署の責任者等や職員団体代表者等と連携体制を構築し、必要な情報共有を図ることとしている

②人材面

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講

(2)障害者活躍の基本となる職務の選定・創出

- ①障害等により、従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局や関係機関等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討

- ②人事評価等による面談を実施し、障害者の担当業務にミスマッチがないか検討

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境

- イ) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる
- ロ) 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する

②募集・採用

- イ) 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行っていない
- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する

(4) その他

- イ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進している